

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第26期第3四半期
(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社エフティコミュニケーションズ

【英訳名】 F T COMMUNICATIONS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 畔柳 誠

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

【電話番号】 03(5847)2777(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理部長 山本博之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

【電話番号】 03(5847)2777(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理部長 山本博之

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第3四半期連結 累計期間	第26期 第3四半期連結 累計期間	第25期 第3四半期連結 会計期間	第26期 第3四半期連結 会計期間	第25期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	28,238,012	30,262,147	10,856,997	10,804,536	37,748,648
経常利益 (千円)	417,035	367,716	136,676	135,085	761,583
四半期(当期)純利益 (千円)	121,030	230,199	16,170	93,317	389,146
純資産額 (千円)			4,078,083	4,446,307	4,370,058
総資産額 (千円)			14,608,758	14,936,418	14,229,484
1株当たり純資産額 (円)			29,350.42	32,560.50	31,999.48
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1,233.96	2,140.54	150.36	867.72	3,875.34
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額 (円)	1,225.10	2,111.87	148.98	859.01	3,841.45
自己資本比率 (%)			21.6	23.4	24.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,771,031	208,000			1,093,159
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	66,643	191,648			88,559
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	660,192	32,742			448,910
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			2,382,864	2,804,316	2,828,188
従業員数 (名)			1,162	1,468	1,295

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,468(399)
---------	------------

(注) 1 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。

2 臨時従業員数は（ ）内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	463
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む）であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同四半期比(%)
法人事業	1,381,994	
コンシューマ事業	195,392	
マーキングサプライ事業	5,151,546	
合計	6,728,933	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
法人事業	3,785,550	
コンシューマ事業	1,331,551	
マーキングサプライ事業	5,687,433	
合計	10,804,536	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 金額には、消費税等は含まれておりません。
3 主な相手先別の販売実績については、総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)におけるわが国経済は、中国等新興国向けの輸出等堅調な外需に加え、エコカー補助金制度やエコポイント等緊急経済対策の効果もあり緩やかに拡大してまいりました。しかし、前記経済対策の終了又は半減により個人消費の伸びにかけりが見え、また、夏場から続く円高傾向、欧州における金融不安等経済環境の先行き悪化懸念等もあり、景気はまさに踊り場の状況となっているといえます。

当社グループの属する情報通信サービス業界は、スマートフォンやタブレット型端末への需要増大や通信事業による次世代ネットワーク及び次世代高速無線通信(LTE)等へ投資する動きが顕在化しつつあります。しかし、顧客のコスト削減意識の高まりによる情報通信機器の買換え期間の長期化、販売事業者間による競争激化並びにリースと信審査の厳格化等があり、厳しい環境が続いております。

このような事業環境の下、当社グループは、中小企業向けのビジネスホン、OA機器、携帯電話の販売強化を図るとともに、一般消費者向け光ファイバー回線サービスの拡販に注力いたしました。また、新卒新入社員の早期戦力化や、管理職のマネジメント力向上を目指した研修の実施等、人材の育成強化にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における業績は、売上高につきましては、前年同期の10,856百万円から52百万円減少し、10,804百万円(前年同期比0.5%減)となりました。利益につきましては、営業利益113百万円(前年同期比15.1%減)、経常利益135百万円(前年同期比1.2%減)、四半期純利益93百万円(前年同期比477.1%増)となりました。

各セグメントにおける業績は、以下のとおりであります。

(法人事業)

法人向け販売におきましては、ビジネスホン等の通信機器及びコピー機、複合機等のOA機器、携帯電話の販売強化並びにパートナー企業の開拓に注力いたしました。加えて商談件数の増加を図るため、効率的な販促活動を通じた新規顧客の開拓、新卒社員の早期戦力化を推進するための低単価商材の販売にも注力いたしました。

また、WEB商材の販売及び中小企業向けポータルサイト「Bizloop(ビズループ)」の登録件数増加にも注力いたしました。WEB商材の販売につきましては、販売拠点を増加しながらの売上増加を図ることができました。「Bizloop(ビズループ)」につきましては、平成22年12月末時点におきまして利用企業が59,000社を突破いたしました。

電気通信設備工事・保守におきましては、当社グループ内の工事・保守業務の効率化を推進するとともに、当社グループ外の電気通信工事案件の受注獲得にも努めてまいりました。

以上により、売上高は3,792百万円となり、セグメント利益は146百万円となりました。

(コンシューマ事業)

光ファイバー回線サービス及びISPの一般消費者向け販売におきましては、従来からの柏コールセンターと平成22年2月に譲り受けた5拠点のコールセンターを中心に販売活動を推進し、獲得件数が堅調に推移いたしました。

ドコモショップにおきましては、イベントの実施による固定顧客の維持、キャンペーンインセンティブの獲得等に注力いたしました。

以上により、売上高は1,331百万円となり、セグメント利益は4百万円となりました。

(マーキングサプライ事業)

主力商品でありますマーキングサプライ品(プリンタ印字廻りの消耗品)の市場は、オフィスを中心とした事務用消耗品の節約志向が依然として根強く、厳しい環境にあります。このような状況の下、主力商品であるマーキングサプライ品の販売による安定した収益の確保に努めるとともに、LED照明、太陽光発電システム等の環境関連商品の販売強化にも努めてまいりました。

以上により、売上高は5,729百万円となり、セグメント利益は5百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ706百万円増加し、14,936百万円となりました。これは、主として、受取手形及び売掛金が496百万円、商品が368百万円増加したこと等によるものであります。

当第3四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べ630百万円増加し、10,490百万円となりました。これは、主として、社債が200百万円減少したものの、支払手形及び買掛金が488百万円、長期借入金が増加したこと等によるものであります。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ76百万円増加し、4,446百万円となりました。これは、主として利益剰余金が増加したこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末と比べ111百万円増加し、2,804百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、353百万円（前年同四半期は966百万円の支出）の収入となりました。これは、主として、売上債権の増減額が1,096百万円増加したものの、税金等調整前四半期純利益を144百万円計上し、たな卸資産の増減額が138百万円減少、仕入債務の増減額が913百万円増加したこと等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、80百万円（前年同四半期は50百万円の収入）の支出となりました。これは、主として、投資有価証券の売却による収入が113百万円あったものの、保証金差入による支出が80百万円、貸付による支出が91百万円あったこと等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、160百万円（前年同四半期は214百万円の収入）の支出となりました。これは、主として、長期借入の返済による支出が61百万円、社債の償還による支出が100百万円あったこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,000
計	230,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	109,490	109,490	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株制度は採用しておりま せん。
計	109,490	109,490		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月27日定時株主総会決議（第4回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり17,566 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年2月24日から 平成25年2月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 17,566 資本組入額 8,783
新株予約権の行使の条件	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権を割当する日(以下、「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2 割当日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 主な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社が認める当社のグループ会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の地位であることを要するものとする。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

4 新株予約権の行使の条件につきましては、平成20年6月27日開催定時株主総会決議及び平成21年2月23日開催の取締役会決議に基づき、提出会社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

- 5 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額(円)」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (イ)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- 新株予約権の取得条項
下記(注)6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。
- 6 新株予約権の取得条項
以下の、又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

平成20年6月27日定時株主総会決議（第5回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,610
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,610 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり17,566 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年2月24日から 平成25年2月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 17,566 資本組入額 8,783
新株予約権の行使の条件	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権を割当する日(以下、「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2 割当日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 主な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社が認める当社のグループ会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の地位であることを要するものとする。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

4 新株予約権の行使の条件につきましては、平成20年6月27日開催定時株主総会決議及び平成21年2月23日開催取締役会決議に基づき、提出会社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

- 5 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を助案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額(円)」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を助案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (ア)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (イ)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- 新株予約権の取得条項
- 下記(注)6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- その他の新株予約権の行使の条件
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。
- 6 新株予約権の取得条項
- 以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

平成20年6月27日定時株主総会決議（第6回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり26,700 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年8月21日から 平成28年8月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26,700 資本組入額 13,350
新株予約権の行使の条件	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権を割当する日(以下、「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2 割当日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合等を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 主な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社が認める当社のグループ会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の地位であることを要するものとする。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

4 新株予約権の行使の条件につきましては、平成20年6月27日開催定時株主総会決議及び平成21年8月20日開催の取締役会決議に基づき、提出会社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

- 5 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を助案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額(円)」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を助案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (ア)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (イ)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- 新株予約権の取得条項
- 下記(注)6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- その他の新株予約権の行使の条件
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。
- 6 新株予約権の取得条項
- 以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

平成20年6月27日定時株主総会決議（第7回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,900
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,900 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり26,700 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年8月21日から 平成28年8月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26,700 資本組入額 13,350
新株予約権の行使の条件	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権を割当する日(以下、「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消去されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2 割当日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の分割等を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整後の生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合等を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 主な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社が認める当社のグループ会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の地位であることを要するものとする。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

4 新株予約権の行使の条件につきましては、平成20年6月27日開催定時株主総会決議及び平成21年8月20日開催の取締役会決議に基づき、提出会社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

- 5 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を助案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額(円)」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を助案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (ア)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (イ)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- 新株予約権の取得条項
- 下記(注)6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- その他の新株予約権の行使の条件
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができない。
- 6 新株予約権の取得条項
- 以下の、又はの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月31日		109,490		1,158,428		1,087,530

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,947		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 107,543	107,543	同上
単元未満株式			
発行済株式総数	109,490		
総株主の議決権		107,543	

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エフティ コミュニケーションズ	東京都中央区 日本橋蛸殻町 二丁目13番6号	1,947		1,947	1.78
計		1,947		1,947	1.78

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	36,600	39,150	32,200	29,500	28,590	26,260	24,560	26,400	29,990
最低(円)	29,810	26,000	27,300	27,000	23,000	23,500	22,600	21,040	25,700

(注) 最高・最低株価は平成22年10月11日以前は大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,016,199	3,010,180
受取手形及び売掛金	² 6,107,705	5,611,292
商品	2,232,179	1,863,295
原材料及び貯蔵品	22,701	14,660
その他	633,079	860,232
貸倒引当金	99,234	135,655
流動資産合計	11,912,631	11,224,004
固定資産		
有形固定資産	¹ 1,320,043	¹ 1,375,090
無形固定資産		
のれん	207,173	318,189
その他	167,908	121,836
無形固定資産合計	375,081	440,025
投資その他の資産		
その他	1,335,262	1,265,699
貸倒引当金	6,599	75,336
投資その他の資産合計	1,328,662	1,190,362
固定資産合計	3,023,787	3,005,479
資産合計	14,936,418	14,229,484
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	² 3,537,502	3,049,089
短期借入金	2,312,753	2,450,110
1年内返済予定の長期借入金	412,512	246,112
1年内償還予定の社債	200,000	200,000
未払法人税等	95,154	179,365
賞与引当金	89,407	157,734
返品調整引当金	21,491	14,112
その他	1,733,481	1,648,935
流動負債合計	8,402,302	7,945,458
固定負債		
社債	-	200,000
長期借入金	1,918,028	1,578,812
退職給付引当金	35,775	30,830
その他	134,005	104,324
固定負債合計	2,087,808	1,913,967
負債合計	10,490,111	9,859,426

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,158,428	1,158,428
資本剰余金	1,087,530	1,087,530
利益剰余金	1,603,827	1,534,942
自己株式	330,036	330,036
株主資本合計	3,519,751	3,450,866
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,845	15,743
繰延ヘッジ損益	23,576	16,660
為替換算調整勘定	13,366	8,629
評価・換算差額等合計	18,097	9,546
新株予約権	28,938	12,904
少数株主持分	915,714	915,833
純資産合計	4,446,307	4,370,058
負債純資産合計	14,936,418	14,229,484

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	28,238,012	30,262,147
売上原価	21,710,903	21,707,481
売上総利益	6,527,109	8,554,665
返品調整引当金繰入額	-	7,379
返品調整引当金戻入額	11,352	-
差引売上総利益	6,538,462	8,547,285
販売費及び一般管理費	6,133,061	8,211,979
営業利益	405,400	335,306
営業外収益		
受取ロイヤリティー	40,025	52,377
持分法による投資利益	-	23,063
その他	43,735	42,394
営業外収益合計	83,761	117,835
営業外費用		
支払利息	59,648	57,956
為替差損	-	21,551
その他	12,478	5,916
営業外費用合計	72,126	85,425
経常利益	417,035	367,716
特別利益		
貸倒引当金戻入額	14,239	31,283
その他	569	9,095
特別利益合計	14,808	40,378
特別損失		
投資有価証券評価損	42,564	7,311
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7,416
その他	11,373	594
特別損失合計	53,938	15,322
税金等調整前四半期純利益	377,906	392,772
法人税、住民税及び事業税	163,150	164,543
法人税等調整額	14,570	26,303
法人税等合計	177,720	138,239
少数株主損益調整前四半期純利益	-	254,532
少数株主利益	79,155	24,332
四半期純利益	121,030	230,199

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	10,856,997	10,804,536
売上原価	8,580,720	7,687,115
売上総利益	2,276,277	3,117,420
返品調整引当金戻入額	32	10,349
差引売上総利益	2,276,309	3,127,770
販売費及び一般管理費	2,142,691	3,014,291
営業利益	133,617	113,479
営業外収益		
受取ロイヤリティー	12,391	26,901
持分法による投資利益	-	6,517
その他	13,358	14,100
営業外収益合計	25,749	47,519
営業外費用		
支払利息	19,680	18,705
為替差損	-	5,688
その他	3,009	1,518
営業外費用合計	22,690	25,913
経常利益	136,676	135,085
特別利益		
貸倒引当金戻入額	8,859	-
清算配当金	-	7,288
その他	-	2,057
特別利益合計	8,859	9,345
特別損失		
減損損失	5,986	-
その他	2,056	215
特別損失合計	8,043	215
税金等調整前四半期純利益	137,492	144,216
法人税、住民税及び事業税	45,097	44,042
法人税等調整額	15,679	4,086
法人税等合計	60,777	48,129
少数株主損益調整前四半期純利益	-	96,086
少数株主利益	60,545	2,769
四半期純利益	16,170	93,317

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	377,906	392,772
減価償却費	94,475	119,283
のれん償却額	96,654	111,016
貸倒引当金の増減額（は減少）	18,639	32,639
賞与引当金の増減額（は減少）	91,774	68,327
退職給付引当金の増減額（は減少）	3,292	4,944
受取利息及び受取配当金	5,437	4,603
支払利息	59,648	57,956
投資有価証券評価損益（は益）	42,564	7,311
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7,416
返品調整引当金の増減額（は減少）	11,352	7,379
売上債権の増減額（は増加）	1,831,896	502,171
たな卸資産の増減額（は増加）	188,145	377,709
仕入債務の増減額（は減少）	207,718	492,209
前渡金の増減額（は増加）	-	133,647
未払消費税等の増減額（は減少）	96,109	82,013
その他	288,237	80,287
小計	1,612,054	510,788
利息及び配当金の受取額	5,206	4,844
利息の支払額	61,279	59,773
法人税等の支払額	110,833	247,859
法人税等の還付額	7,930	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,771,031	208,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	173,505	60,727
定期預金の払戻による収入	273,265	230,000
固定資産の取得による支出	111,628	43,528
投資有価証券の取得による支出	40,454	141,653
投資有価証券の売却による収入	17,166	113,072
貸付けによる支出	70,520	112,840
貸付金の回収による収入	40,866	32,381
差入保証金の差入による支出	90,429	247,790
差入保証金の回収による収入	93,166	42,511
その他の支出	4,570	3,098
その他の収入	-	26
投資活動によるキャッシュ・フロー	66,643	191,648

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	452,600	137,357
長期借入れによる収入	400,000	700,000
長期借入金の返済による支出	126,021	194,384
社債の償還による支出	200,000	200,000
株式の発行による収入	394,740	-
連結子会社の自己株式取得による支出	160,686	-
配当金の支払額	53,771	164,537
少数株主への配当金の支払額	49,345	13,345
その他	2,676	23,117
財務活動によるキャッシュ・フロー	660,192	32,742
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,301	7,482
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,181,784	23,872
現金及び現金同等物の期首残高	3,564,649	2,828,188
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,382,864	2,804,316

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 第1四半期連結会計期間より、新たに㈱アントレプレナーの株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用会社の数 2社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は985千円、税金等調整前四半期純利益は8,402千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は3,275千円であります。</p> <p>(3) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>1. 前第3四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は60千円であります。</p> <p>2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p> <p>(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前第3四半期連結累計期間において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「前渡金の増減額」は重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「前渡金の増減額」は、62,376千円であります。</p>

<p>当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>一般債権の貸倒見積高の算出方法</p> <p>当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算出したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算出しております。</p> <p>固定資産の減価償却費の算出方法</p> <p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算出する方法によっております。</p> <p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>法人税等の納付税額の算出に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【追加情報】

<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>連結納税制度の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より連結納税制度を適用しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 1,158,155千円 2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれておりません。 受取手形 5,650千円 支払手形 10,883千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 1,074,276千円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
給与及び手当 2,593,707千円	給与及び手当 3,938,629千円
賞与引当金繰入額 66,217千円	賞与引当金繰入額 76,671千円
退職給付費用 28,843千円	退職給付費用 26,383千円
貸倒引当金繰入額 29,734千円	

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
給与及び手当 903,917千円	給与及び手当 1,468,393千円
賞与引当金繰入額 66,217千円	賞与引当金繰入額 89,407千円
退職給付費用 9,326千円	退職給付費用 8,981千円
貸倒引当金繰入額 24,026千円	貸倒引当金繰入額 6,491千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金 2,561,689千円	現金及び預金 3,016,199千円
長期預金 200,000千円	預入期間が3か月超の定期預金 211,883千円
計 2,761,689千円	現金及び現金同等物 2,804,316千円
預入期間が3か月超の定期預金 378,824千円	
現金及び現金同等物 2,382,864千円	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結会計累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	109,490

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,947

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社			28,938
連結子会社			
合計			28,938

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月26日 取締役会	普通株式	107,543	1,000	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	53,771	500	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	ソリューション事業 (千円)	モバイル事業 (千円)	サービス&サポート事業 (千円)	マーキングサブライ事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	3,213,504	373,354	330,977	6,939,161	10,856,997		10,856,997
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	3,873		12,677	56,520	73,071	(73,071)	
計	3,217,377	373,354	343,655	6,995,681	10,930,069	(73,071)	10,856,997
営業利益	132,947	13,596	34,112	144,382	325,038	(191,420)	133,617

(注) 1 事業はサービスの種類、性質及び販売市場等の類似性を考慮して区分しております。

2 各事業の主な事業内容

事業区分	主要商品又はサービス
ソリューション事業	ビジネスホン、O A 機器、法人向け携帯サービス、セキュリティ商品、ネットワーク取次手数料、据付・保守料、電気通信設備工事
モバイル事業	携帯電話、移動体加入手数料
サービス&サポート事業	A S P サービス、I S P サービス
マーキングサブライ事業	O A サプライ品

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	ソリューション事業 (千円)	モバイル事業 (千円)	サービス&サポート事業 (千円)	マーキングサブライ事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	9,540,875	1,155,171	988,837	16,553,128	28,238,012		28,238,012
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	22,885		37,487	124,509	184,882	(184,882)	
計	9,563,760	1,155,171	1,026,324	16,677,637	28,422,894	(184,882)	28,238,012
営業利益	566,026	41,946	146,272	206,822	961,068	(555,667)	405,400

(注) 1 事業はサービスの種類、性質及び販売市場等の類似性を考慮して区分しております。

2 各事業の主な事業内容

事業区分	主要商品又はサービス
ソリューション事業	ビジネスホン、O A 機器、法人向け携帯サービス、セキュリティ商品、ネットワーク取次手数料、据付・保守料、電気通信設備工事
モバイル事業	携帯電話、移動体加入手数料
サービス&サポート事業	A S P サービス、I S P サービス
マーキングサブライ事業	O A サプライ品

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、販売先・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱う販売先・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業本部を基礎とした販売先・サービス別セグメントから構成されており、「法人事業」、「コンシューマ事業」及び「マーケティングサプライ事業」の3つを報告セグメントとしております。

「法人事業」は、主に中小企業向けにビジネスホン、OA機器、携帯電話の販売及びASPサービスの提供等をしております。「コンシューマ事業」は、主に一般消費者向けに光ファイバー回線サービス及びISPサービスの提供等をしております。「マーケティングサプライ事業」は、主にOAサプライ品の販売等をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	法人事業	コンシューマ 事業	マーケティング サ プライ事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	10,981,186	3,806,938	15,474,021	30,262,147		30,262,147
セグメント間の内部売上高 又は振替高	11,801		127,273	139,075	139,075	
計	10,992,988	3,806,938	15,601,294	30,401,222	139,075	30,262,147
セグメント利益	354,990	19,604	56,739	431,334	96,027	335,306

(注) 1 セグメント利益の調整額 96,027千円には、セグメント間取引消去6,587千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 102,614千円が含まれております。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	法人事業	コンシューマ 事業	マーケティング サ プライ事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,785,550	1,331,551	5,687,433	10,804,536		10,804,536
セグメント間の内部売上高 又は振替高	7,251		42,529	49,781	49,781	
計	3,792,802	1,331,551	5,729,963	10,854,317	49,781	10,804,536
セグメント利益	146,864	4,428	5,276	156,569	43,090	113,479

(注) 1 セグメント利益の調整額 43,090千円には、セグメント間取引消去3,210千円、各報告セグメントに配分して
ない全社費用 46,301千円が含まれております。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
32,560円 50銭	31,999円 48銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,446,307	4,370,058
普通株式に係る純資産額(千円)	3,501,654	3,441,319
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	28,938	12,904
少数株主持分	915,714	915,833
普通株式の発行済株式数(株)	109,490	109,490
普通株式の自己株式数(株)	1,947	1,947
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数(株)	107,543	107,543

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)		
1株当たり四半期純利益金額 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,233円 96銭 1,225円 10銭	1株当たり四半期純利益金額 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2,140円 54銭 2,111円 87銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	121,030	230,199
普通株式に係る四半期純利益(千円)	121,030	230,199
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	98,083	107,543
普通株式増加数(株)	709	1,460
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	(提出会社) 平成21年8月20日取締役会決議 第6回ストック・オプション (新株予約権 2,000個) 普通株式 2,000株 平成21年8月20日取締役会決議 第7回ストック・オプション (新株予約権 2,000個) 普通株式 2,000株 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	150円 36銭	1株当たり四半期純利益金額	867円 72銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	148円 98銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	859円 01銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	16,170	93,317
普通株式に係る四半期純利益(千円)	16,170	93,317
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	107,543	107,543
普通株式増加数(株)	1,000	1,091
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	<p>(提出会社) 平成21年8月20日取締役会決議 第6回ストック・オプション (新株予約権 2,000個) 普通株式 2,000株 平成21年8月20日取締役会決議 第7回ストック・オプション (新株予約権 2,000個) 普通株式 2,000株 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べ著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

第26期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）中間配当については、平成22年11月12日付の取締役会において、平成22年9月30日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 53,771千円

1株当たりの金額 500円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月10日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社エフティコミュニケーションズ

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 川野 佳範

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山本 公太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフティコミュニケーションズの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エフティコミュニケーションズ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成22年2月1日付けの会社の取締役会決議に基づき、会社の連結子会社である株式会社IPネットサービスは、同日付けでコールセンター事業を譲受けている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

株式会社エフティコミュニケーションズ

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉 田 純

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エフティコミュニケーションズの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エフティコミュニケーションズ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。